

令和 6 年度予備費の使用について (令和 6 年能登半島地震関係・令和 6 年 6 月 28 日閣議決定)

○国立青少年教育施設の災害復旧等

1 9 3 百万円

令和 6 年能登半島地震により被災した国立青少年教育施設（能登・立山・妙高）の災害復旧を行うとともに、被災者や復興支援団体等の中長期滞在者向けの宿泊スペースを十分に確保し、切れ目ない被災者支援・復興支援を行うための復旧・復興支援拠点として、国立青少年教育施設（能登）の環境整備を実施。

○私立学校施設の災害復旧

9 0 1 百万円

令和 6 年能登半島地震により被災した私立学校施設の災害復旧。

〈担 当〉

大臣官房会計課総括予算班

主査 上野（内線3442）

専門職 渡邊（内線2190）

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-2191（直通）

〈国立青少年教育施設の災害復旧等について〉

総合教育政策局地域学習推進課青少年教育室

室長補佐 葛城（内線2094）

電話：03-6734-2650（直通）

〈私立学校施設の災害復旧について〉

大臣官房文教施設企画・防災部参事官付

参事官補佐 本田（内線2313）

電話：03-6734-3036（直通）

事業概要

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の影響により、(独)国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設に外壁へのひび割れ等の被害が発生しているところ、避難者や復興支援団体等の受入れや夏季には被災した子どもたちのためのリフレッシュ・キャンプ等の実施も予定しており、利用者の安全安心を確保するため、早急に復旧等を実施する必要がある。



石川県羽咋市に位置する国立能登青少年交流の家では、1月の発災以降、**1次避難所として避難者の受入れ**を行うほか、寮の損壊により寮生活が困難となった高校生の**2次避難所としての受入れ**を行っている。また、被災者支援や、災害の復旧・復興に取り組む団体やボランティア等の受入れも行っており、**復旧・復興の支援者のための宿泊拠点として活用されている**。政府の復旧・復興支援本部会議においても、不足している「支援者のための宿泊施設」の一例として紹介されており、引き続き、復興支援拠点としての活用が見込まれている。

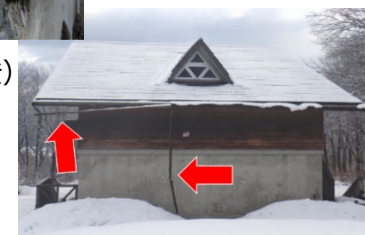
国立青少年教育施設の災害復旧（石川県、富山県、新潟県）

今般の地震により、多数のクラックが発生しているほか、共振現象による屋根材の剥落や、津波による倉庫の移動などが発生している。

利用者の安全安心の確保、地域の防災拠点、復興支援拠点としての機能を発揮するため、修繕工事を行い、施設の現状復旧を行う。



外壁のクラック（能登）



屋根材の剥落（妙高）

復旧・復興支援拠点の整備（石川県）

復旧・復興支援拠点として、長期的な生活が可能となるよう整備を実施する。

- ・ 居室環境の整備（扉付きスチールパーティションの設置等）
- ・ 衛生環境の整備（給排水増設工事等）
- ・ 情報環境の整備（ネットワーク工事等）
- ・ 食事環境の整備（厨房機器の更新等）

目的

「令和6年能登半島地震による災害」（激甚災害（本激）指定）により、広範囲にわたり私立学校の施設が損壊等多数の被害を受けたことから、被災施設の迅速な災害復旧を図る。

事業内容

「令和6年能登半島地震による災害」（激甚災害（本激）指定）により被災した私立学校施設の早期復旧のため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等に基づき、学校設置者が行う私立学校施設の災害復旧に要する費用を補助することにより、学校教育の円滑な実施を確保する。

実施要件（対象、補助率）

- 補助対象施設：

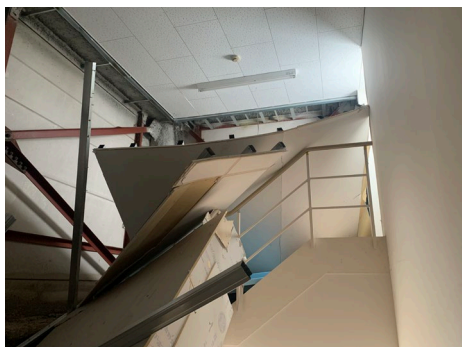
私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等

に係る

- | |
|---|
| 建物（電気、ガス等の付帯設備を含む）、建物以外の工作物（土地に固着している建物以外の工作物）、土地（敷地、野外運動場等）、設備（教材、教具、机・椅子等の備品）、応急仮設校舎（仮寄宿舍等） |
|---|

- 補助率：災害復旧に要する経費の1/2

被害状況

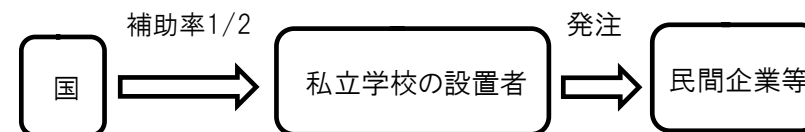


階段崩落



アスファルト破損

事業スキーム



事業の効果

災害で被害を受けた施設の早期復旧により、**学校教育の円滑な実施を確保するもの**